

令和2年 第12回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和2年11月10日(火)
午前10時00分から午前11時40分
2. 開催場所 本庁舎 3階 大会議室
3. 出席委員 (43人)
会長 19番 矢谷光生
職務代理 18番 石原誉男
農業委員 1番 樋口昌子 2番 池田 実 3番 田中秀樹 4番 小田明美
5番 福島康夫 6番 澤本基兄 7番 山懸将伸 8番 岡田耕平
9番 武村一夫 10番 中山克己 11番 池本 彰 12番 新田 孝
13番 長鉦忠明 14番 妹尾宗夫 15番 中島寛司 16番 綱島孝晴
17番 松本正幸
推進委員 20番 梶原啓二 21番 平 義男 22番 小林和夫 23番 沼本通明
25番 下山史朗 26番 松下 功 27番 福島史利 28番 太安隆文
29番 渡邊次男 30番 市 登 31番 綱本郁三 32番 長尾 修
33番 三村訓弘 34番 高谷明弘 35番 岡 俊彦 37番 池田和道
39番 東郷朝夫 40番 山中正義 41番 池田久美子 42番 井上 達
43番 入澤靖昭 44番 佐子ゆかり 45番 筒井一行 46番 石田 勉
4. 欠席委員 (3人)
農業委員 無し
推進委員 24番 市本裕司 36番 池田琢璽 38番 各務和裕
5. 議事日程
日程第1 議事録署名委員の指名について
日程第2 議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について
日程第3 議案第60号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について
日程第4 議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について
日程第5 議案第62号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定
について
日程第6 議案第63号 基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利
用集積計画の決定について
日程第7 議案第64号 農地中間管理事業法第18条7項の規定による農用地利用配
分計画に係る意見について
日程第8 報告第28号 農地法第5条の規定による許可に係る農地転用の取り止め
について

- 日程第9 報告第29号 農地転用の制限の例外に係る届出について
- 日程第10 報告第30号 電気事業者の行う特別高圧送電線鉄塔用地取得に伴う農地転用届出について
- 日程第11 報告第31号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について
- 日程第12 報告第32号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 戸田典宏 事務局次長 下平直勲 主幹 杉井正巳 主事 梶原千裕
加藤真弓

7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

- 事務局長 それでは、ただいまから令和2年11月総会を開会いたします。
まず、会長よりご挨拶をいただきます。
- 会 長 ご苦労さまです。11月ということで今年も残り少なくなりました。かなり冷え込んできております。今年の冬は冷え込むと、寒い冬が来るのではないかという予想もかかっております。冬に向けての準備も忙しくなってくる頃だというふうに思いますが、本日は研修会のほうもまたありますので、最後までよろしく願いいたします。
- 事務局長 ありがとうございます。
本日の欠席委員はゼロ名でございます。出席委員は19名中19名で定足数に達しておりますので、11月総会は成立しております。
それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行について会長にお願いしたいと思います。よろしく願います。
- 議 長 それでは、これより議事に入ります。
本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。
日程1、議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。
＜「異議なし」の声＞
- 議 長 それでは、議事録署名委員は、8番、岡田耕平委員、9番、武村一夫委員を指名いたします。
日程2、議案第59号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。
番号1について、事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局主事 議長。
- 議 長 はい、事務局。
- 事務局主事 議案第59号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。
1ページをお開きください。
本日審議していただく案件は15件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
番号1でございますが、北房の譲渡人が、労力不足によりまして、同じく北房の譲受人に、申請農地、田1筆2,726㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく願います。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、22番推進委員さんから説明をお願いいたします。

22番推進委員 22番推進委員です。

議 長 はい、22番推進委員。

22番推進委員 番号1についてご説明いたします。

11月4日に譲渡人、譲受人、それに私、三者で現地確認をいたしました。譲渡人は最近温室2棟を設置して、トマト栽培に注力しております。年齢とトマト栽培ということで稲作の継続が不可能という判断をいたしまして、今年度は譲受人にほとんどの農作業を委託したというのが実態でございました。そういう調整の中、譲受人は今後農地を取得して、さらに拡大したいという気持ちから、今回この取引が成立したものであります。この表の農地までの距離、10キロというのが私自身非常に懸念するところで、この辺を詳しく聞き取りいたしました。譲受人は1人で農業を営んでおりますが、所有農地は172アールを有しており、そのほとんどを耕作を続けております。農機具は田植機、コンバインを3台、トラクター2台を所有すると。2トンの運送用のトラックも持っておって、全て自分の農機具を10キロでも15キロでも離れておっても耕作継続できるという自信の下に本物件を買い取るということで、私自身その話を聞いて問題ないということを確認いたしました。

以上の調査によって、この案件は問題ないと思いますので、ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号2でございますが、落合の譲渡人が、農業廃止によりまして、同じく落合の譲受人に、申請農地、田1筆4,018㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、7番委員さんから説明をお願いいたします。

7番委員 議長。

議 長 はい、7番委員。

7番委員 7番です。

番号2につきまして、去る10月31日に譲受人立会いの下、現地確認を行いましたので、その内容につきまして説明をさせていただきます。

譲渡人は勤めをしながら兼業農家として稲作を主に農業を行っておりましたけれども、今年の夏頃より体調不良をきたしまして、今後の農地維持が難しいという状態となりました。そこで、近所である譲受人に今後のことについて

て相談いたしておりましたけれども、このたび売買の話がまとまり、譲り受けるものというものでございます。譲受人は勤めをしながら母親、妻とで稲作を中心に農業を行っております。そのために必要な農機具もトラクター、田植機、コンバインをはじめ、一通り保有しており、申請地取得後も適切な農地管理を行うものと思われまます。その他指摘事項については特にありません。

以上のおり、本案件につきまして何ら問題ないと思われまますので、審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号3でございますが、市外の譲渡人が、農業廃止によりまして、落合の譲受人に、申請農地、田1筆2, 038㎡、畑1筆810㎡を、贈与によりまます所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、14番委員さんから説明をお願いいたします。

14番委員 議長。

議 長 はい、14番委員。

14番委員 14番です。

番号3について説明します。

譲受人と譲渡人は近隣で本家と分家の関係にあります。譲渡人は市外に在住してございまして、以前より譲受人に耕作及び管理をお願いいたしてございまして、今後、譲渡人は帰郷して農作業することができませんので、このたび本家に当たる譲受人に譲渡するものであります。譲受人は稲作をはじめまして野菜づくりを両親と熱心に営んでございまして、農地を今後も適切に管理することが認められ、問題ないと思われまますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

それでは、番号4について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号4でございますが、市外の譲渡人が、農業廃止によりまして、落合の譲受人に、申請農地、畑1筆48㎡を、売買によりまます所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、30番推進委員さんから説明をお願いいたします。

30番推進委員 30番推進委員です。

議 長 はい、30番推進委員。

30番推進委員 譲渡人は現在生活拠点を県外のほうに移してございまして、もともとはふるさとのほうへ帰る意向でありましたけれども、家族のほうに不幸がありまして、み

んなで相談した結果、転勤先が長かった県外のほうで生涯の生活をするというような方針にされたそうです。それで、もうお墓なんかも移転されておりまして、地元の家、それから土地のほうは処分したいということを経区の人にも伝えております。それで、このことを受けまして地区住民の、ここのNo. 4番の譲受人は自分の前の畑がちょうど譲渡人の所有物でありましたんで、それを買い取りたいということで話がまとまりました。譲受人はまだ勤めに出ておられますけども、母親が近くの青空市場にいろいろ出荷されまして、十分譲り受けた土地を耕作できると判断いたしました。もっと言うと、農機具もトラクターとか管理機を持つとられますんで、十分農業ができると判断いたしました。聞き取りは11月5日であります。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について事務局より説明をお願ひいたします。

事務局主事 番号5でございますが、市外の譲渡人が、農業廃止によりまして、落合の譲受人に、申請農地、田1筆283㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、30番推進委員さんから説明をお願ひいたします。

30番推進委員 30番推進委員です。

議 長 はい、30番推進委員。

30番推進委員 譲渡人の説明につきましては、No.4と重複しますので省かせていただきます。譲受人の方は譲渡人の同じく近所に住んでおりまして、ちょうど自分の家の前が譲渡人の畑になりました。長いこと家を留守にしておりました譲渡人に代わりまして、耕作を続けておりました。今回、譲渡人が他の土地に永住するというので売買の話が決まりまして、その土地を耕作するというのでこの話がまとまりました。譲受人は地区でもリーダー的な存在でもありますし、ミニライスセンターなんかも運営されておりまして、土地取得に何ら問題はないと思ひました。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号6について事務局の説明をお願ひいたします。

事務局主事 番号6でございますが、市外の譲渡人が、農業廃止によりまして、落合の譲受人に、申請農地、畑1筆78㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、30番推進委員さんから説明をお願ひいたします。

30番推進委員 30番推進委員です。

議長 はい、30番推進委員。

30番推進委員 譲渡人の説明は前の項と重複しますんで省かせていただきます。

譲受人は同じくその集落に住んどる者でありまして、ちょうど自分が耕しております田んぼの一番水の後のほうへ譲渡人の土地がありまして、以前から管理ができておりました。それで、今回の話で売買の話がまとまりまして譲受人が農地を取得するということになりました。譲受人はその集落でもリーダー的な存在で、 なる組織を立ち上げまして農作業の受委託作業なんかで頑張っておられます。したがって、農地取得に関して何ら問題はないというように判断いたしました。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号7について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号7でございますが、落合の譲渡人が、相手方の要望によりまして、同じく落合の譲受人に、申請農地、畑3筆1, 083㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく願います。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、同じく30番推進委員さんから説明をお願いいたします。

30番推進委員 30番推進委員です。

議長 はい、30番推進委員。

30番推進委員 譲受人と譲渡人はともに親族の関係にあります。しかも、近所同士で家もひつついておるという位置関係であります。譲渡人の土地は以前より譲受人が草刈りとか、あるいはその他の管理を請け負ったということが長い間続いておりますけども、たまたま親族も含めた話合いの中で管理をしておる人間イコール所有者ということがよかろうという結論に達したということでございます。それで、譲受人はちょうど自分の前が譲渡人の土地だったということもありまして、それから長い将来を見据えたときに、自分の目の前の土地が他人の土地よりは自分の土地がよかろうということで、譲渡人あるいは譲受人の双方の思いが合致いたしまして、譲受人が土地を譲渡していただくという話のまとまりました。譲受人は現在1人で暮らしておりますけども、自分のそばの倉庫で解体業を営みながら農業も頑張っておられます。農機具もトラクターとか管理機2台とか、草刈り機の大型とかをそろえておられますんで、この案件についても何ら問題はないと判断いたしました。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号8について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号8でございますが、久世の譲渡人が、労力不足によりまして、同じく久世の譲受人に、申請農地、田1筆1, 860㎡を、売買によります所有権の

移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、10番委員さんから説明をお願いいたします。

10番委員 議長。

議長 はい、10番委員。

10番委員 10番です。

10月31日に譲渡人と面談をし、譲受人と現地確認をその場で行いました。譲受人と譲渡人は近所で、譲受人の祖父が譲渡人とは昔ながらの知人ということでございます。譲渡人は高齢で耕作ができなくなったため、長年草刈り等を行って管理してきましたが、それもできなくなったため、譲受人と売買の話がまとまり、権利移転を行うものでございます。譲受人は現在会社勤めを行いながら家族で農業を行っており、水稻を中心に野菜などを作付しております。トラクター、コンバイン、管理機等の農機具も全て所有しており、申請の土地についても今後十分耕作していくものと思われま。ただ、今回の土地につきましては長年耕作されておりませんので、当分の間は野菜などのものをつくっていくということでございます。指摘事項はありません。したがって、今回の権利移転については問題がないと思われま。ので、ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号9について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号9でございますが、久世の譲渡人が、耕作不便によりまして、勝山の譲受人に、申請農地、田1筆1, 323㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、5番委員さんから説明をお願いいたします。

5番委員 議長。

議長 はい、5番委員。

5番委員 5番委員です。

9番について説明いたします。

去る11月4日に譲受人、譲渡人双方立会いの下、担当事務局員に同行していただき、現地確認をいたしました。権利移転する事由の詳細についてであります。本件は譲渡人の希望による権利移転であることが一番の要件であります。譲渡人は現在同地区に居住しておらず、居住地区において30アールの水稻を介護職員として勤めながら農業もこなしていますが、労力的にこの田の管理をすることが無理だということ判断したためであります。譲受人の住宅に隣接した田であり、この田に隣接して譲受人の所有する田なども

あることから譲受人へ申し入れ、承諾してもらえたから申請するものであります。譲受人の耕作状況等についてですが、譲受人は2年ほど前に病気で、今現在ちょっと畑作業ができていませんが、譲受人と同居している長男と一緒に農作業なんかをこなしておる状況であります。機械等ですが、トラクター、軽トラ、田植機などを所有しており、今後農業をする意思もあり、申請要件に合うと思われまます。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号10について事務局の説明をお願ひいたします。

事務局主事 番号10でございますが、勝山の譲渡人が、相手方の要望によりまして、同じく勝山の譲受人に、申請農地、田1筆1,679㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、5番委員さんから説明をお願ひいたします。

5番委員 議長。

議 長 はい、5番委員。

5番委員 5番委員です。

番号10について説明いたします。

去る11月1日に、譲受人立会いで現地確認をいたしました。権利移転する事由の詳細ですが、譲受人は今回の田の並びに水稻を作付しております。本件の田は5年ほど前から作付されておらず、地主である譲渡人と話をするうち、買ってもらえないだろうかと言われ、現在耕作している田への入り口でもあるため、購入を決めたとのこと。譲受人の耕作状況であります。果樹20アール、水稻60アール、畑作4アールを夫婦で農業を営んでおります。機械の所有状況ですが、トラクター、乗用田植機、コンバイン、それぞれ1台ずつ、そのほかにも管理機等々を所有しており、現在不作付地もなく耕作されておりますので、本案件につきまして問題ないと思われまます。なお、その他指摘事項はありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号11、番号12につきましては関連する内容ですので、事務局より一括して説明をお願ひいたします。

事務局主事 番号11、12でございますが、交換による申請でございます。

番号11につきましては、勝山の譲渡人が、市外の譲受人に、申請農地、田1筆51㎡を、番号12につきましては、勝山の譲渡人が、同じく勝山の譲受人に、申請農地、田1筆15㎡を、交換によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、34番推進委員さんから説明をお願いいたします。

34番推進委員 議長。

議 長 はい、34番推進委員。

34番推進委員 34番推進委員でございます。

番号11と12の報告、説明をいたします。

番号11と12は10月30日に委任を受けておられます市外の行政書士と立会いを行いました。番号11と12はお互いの田を一部交換したものです。譲受人と譲渡人は同地区で、今回お互いの話合いにより、譲受人の番号11、15㎡と番号12の田の一部、51㎡を交換し、隣接する境界が曲がっていたものを直線に整地したものです。譲受人の耕作状況なんですが、番号12の譲渡人と番号11の譲受人は親子で経営は一緒にされており、トラクター1台、田植機1台を所有され、5反5畝全てを耕作されておられ、問題はありません。番号12の譲受人はトラクター1台、田植機1台を所有し、6反3畝を全て耕作されておられます。問題はありません。

以上、審議方のほうをよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号13につきまして事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号13でございますが、市外の譲渡人が、耕作不便によりまして、八束の譲受人に、申請農地、畑1筆298㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、44番推進委員さんから説明をお願いいたします。

44番推進委員 はい。

議 長 はい、44番推進委員。

44番推進委員 44番推進委員です。

本件、番号13番について、権利移転の内容、それから譲受人、譲渡人の関係ですが、譲渡人は申請地を相続しましたが、大阪に在住と高齢のため、管理が困難となり、近隣で親戚となる譲受人へ所有権を移転することになりました。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は田1町4反、畑およそ1反、稲作を主にした農家で、トラクター1台、田植機1台、管理機1台、軽トラ1台を所有して、申請地の所有権移転後の管理を行えると思います。その他の指摘事項はありません。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号14について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号14でございますが、川上の譲渡人が、相手方の要望によりまして、同

じく川上の譲受人に、申請農地、畑1筆1，132㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、18番委員さんから説明をお願いいたします。

18番委員 議長。

議長 はい、18番委員。

18番委員 18番委員です。

番号14について説明させていただきます。

譲受人と譲渡人は近隣同士で、申請地は30年ほど前に交換で取得した土地で、登記がなされていなかったため、今回の申請となったものです。譲受人は一人住まいではあるが、長ネギ等を生産しており、申請地は家庭菜園として利用されており、これからも有効に利用されるものと思われまふ。特に指摘事項もありませんので、審議よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、番号15について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号15でございますが、川上の譲渡人が、農業廃止によりまして、同じく川上の譲受人に、申請農地、田8筆17，149㎡、畑9筆17，909㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、18番委員さんから説明をお願いいたします。

18番委員 議長。

議長 はい、18番委員。

18番委員 18番委員です。

番号15について説明いたします。

譲受人と譲渡人とはおい、叔父の関係であり、申請地は10年ほど前より譲受人が管理しており、譲渡人には後継者もなく、今回の申請となったものがあります。譲受人は2人住まいで、申請地も一部は耕作されていない土地もありますが、保全管理されており、これからも十分に管理、利用されるものと思ひますので、よろしくお願ひいたします。その他の指摘事項もございません。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願ひいたします。

質疑はございませんか。ありませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長

それでは、これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第59号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第59号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第60号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹

議長。

議 長

はい、事務局。

事務局主幹

議案第60号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は4件でございます。

4ページをお開きください。

番号1でございます。

申請人（落合）は、現在申請地は遊休農地になっており、毎年竹などが生えるため、伐採等をして管理をしておりますが、高齢となり、保全管理を行うことが困難となったため、農地の有効活用を図る目的で、畑1筆416㎡を、植林用地にするため、転用申請するものです。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、苗木代■万円。費用の内訳として、■万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、現地調査を行った結果について、9番委員さんから説明をお願いいたします。

9番委員

議長。

議 長

はい、9番委員。

9番委員

9番です。

議案番号1番につきまして、令和2年11月1日に申請人立会いの下、現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細ですけれども、申請地は周囲を山林に囲まれ、日当たりも悪く、また申請人の自宅から離れた場所にあるため、長年耕作しておらず、申請人が草刈り等の管理をしておりましたが、

高齢になり、親族の方も今後耕作する意思がないことから、このたびヒノキを植林するために申請を行うものです。申請地の位置ですが、国道313号線、[REDACTED]より南東に200mほど行った黒谷川沿いに位置しております。周囲の状況ですが、東が川、西が山林、南が宅地、北が山林となっております。周辺農地への影響ですが、川を挟んで東側に農地がありますが、ヒノキを植林することへの許可は得ております。その他指摘事項ですが、南側が宅地となっておりますが、住宅は申請地より10mほど高い位置にありまして、住民の方へもヒノキの植林をすることへの許可を得ております。

以上、審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号2でございます。

申請人（久世）は、現在この申請地の北側に住んでおりますが、このたび自宅東側に息子夫婦が住宅を建築することになり、家族が所有する車の台数が増えるため、自宅南側にある申請地、田1筆128㎡を、露天駐車場にするため、転用申請するものです。農地区分は、高速自動車道、その他自動車のみ交通の用に供する道路の出入口の周囲おおむね300m以内の区域に位置することから3種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成[REDACTED]万円。費用の内訳として、[REDACTED]万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、33番推進委員さんから説明をお願いいたします。

33番推進委員 議長。

議長 はい、33番推進委員。

33番推進委員 33番推進委員でございます。

番号2番につきましては、去る11月1日に申請人の立会の下、現地確認を行いましたのでご報告をいたします。

転用しようとする事由の詳細についてですが、現在申請人の子供が市内の賃貸アパートで生活しております。このたび新たな住居として、実家の敷地内にある現在使っております露天駐車場にしている場所に建築することになりました。それに伴い、所有する通勤車両等が増えることもあり、新しく駐車場を計画したものでございます。申請地の位置ですが、申請地は[REDACTED]から北に約200mほど入った集落内に位置しております。周囲の状況でございますが、東が畑、西が市道、南が宅地、北が宅地でありま

す。周辺農地への影響でございますが、申請地には隣接した農地が畑でございますが、申請人の所有する農地であり、露天駐車場であるため、今後の日照、通風等、周辺農地に支障を来すことはないと思われま。その他指摘事項はありません。

以上のおり、本案件についてはやむを得ないと思しますので、ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号3につきましては42番推進委員さんが申請人となっている議案ですので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席となります。関係議案終了後に入室を許可いたしますので、それでは退席をお願いいたします。

42番推進委員 議長。

議 長 はい。

42番推進委員 所用がございますので退出の許可をお願いいたします。

議 長 はい。

それでは、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 5ページをお開きください。

番号3でございます。

申請人（八束）は、市道上中井川線拡幅工事に伴い、分筆を行ったことで残地になる水田1枚当たりの面積が減少することから、効率的に稲作をすることが困難になったため、申請地、田3筆合計1,834㎡を、かさ上げし、畑として利用するために転用申請するものです。農地区分は農振農用地と判断されますが、農振農用地の例外許可基準、次の（ア）申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであり、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められること及び（イ）農振法第8条第1項または第9条第1項の規定により定められた農業振興地整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることを満たす一時転用に該当しています。転用に伴う費用は、市や県が行う公共工事発生残土を利用し、市が施工するため■円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。一時転用期間は、許可後から令和4年3月31日までです。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、1番委員さんから説明をお願いいたします。

1番委員 議長。

議 長 はい、1番委員。

1 番委員 1 1 月 1 日に申請人の土地を見に行かせていただきました。新しい道路が
西側にのほうに向かって新しく造られています。その道は
この方の申請地のど真ん中を左右に分けられて、今までは畑として大根など
をつくられていましたが、見に行ったときには道路の残土がいっぱい右左に
あるような状況でございました。その中で今回の計画に賛同されていますの
で、ぜひともお願いします。位置はさっき言うたとおりでございます。西、
東、南、北、自分の土地と川でございまして影響はございません。その他
の指摘事項もございません。ぜひともよろしく願い申し上げます。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
それでは、これより番号 3 の質疑に入ります。
番号 3 につきまして質疑はありませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。本案は、番号 3 につきまして原案のとおり決することに
ご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 6 0 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書の審議につい
ては、番号 3 につきましては、原案のとおり可決されました。
これより議事参与の制限により退出しておりました 4 2 番推進委員さんの入
室を許可いたします。
それでは、続きまして番号 4 について、事務局より説明をお願いいたしま
す。

事務局主幹 番号 4 でございます。
番号 4 は追認案件でございます。
申請人（川上）は、冬場の積雪により自宅から県道への車の出入りが困難な
ため、自宅南側に露天駐車場及びパイプ車庫として利用する目的で、申請
地、田 2 筆 1, 4 1 2 m²のうち 4 0. 1 4 m²と畑 1 筆 3 3 m²、田畑 3 筆合計
7 3. 1 4 m²の整備を行っておりました。申請人は農地法を理解しておら
ず、許可を得ないまま整備しており、今後このようなことがないように反省
し、顛末書が添付してあります。農地区分は、及び
は 2 種農地と判断されます。は 1 種農地と判断されますが、
1 種農地の例外許可基準、住宅その他申請に係る周辺の地域において居住す
る者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるも
のに該当すると思われま。転用に伴う費用は、土地造成

円、建物施設 万円。費用の内訳として、 円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書、顛末書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、45番推進委員さんから説明をお願いいたします。

45番推進委員 議長。

議長 はい、45番推進委員。

45番推進委員 45番です。

議案番号4につきましては、去る11月2日に申請人立会いの下、現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細についてですが、申請人は79歳と高齢で、平成30年にご主人を亡くされております。以後、娘さんが実家に戻り、女性の2人暮らしです。県道から自宅まで約40mほどの距離があり、積雪時に車が通行可能な除雪は困難と考え、県道に近い農地を駐車場と切り返しをする場所にすることにしました。計画を知った隣人が使わなくなったパイプハウスを利用してパイプ車庫もつくったらどうかと提案がありましたので、隣人に依頼してパイプ車庫もつくりました。ここにはご主人が存命の頃より積雪時期には駐車していたこともあったため、転用申請が必要との認識が欠如していて、駐車場にしてしまったとのこと。なお、県道から自宅までの地道、未舗装道は公道ですが、自宅付近で行き止まりのため、利用は申請人家族と申請人宅に用事がある人に限定されるため、保守管理等は申請人が行っているとのこと。申請地の位置ですが、国道482号から を100mほど進んだところ。周囲の状況ですが、東が田、西が申請者の私道と田、南が水路と県道、北が田。周辺農地への影響ですが、農地は全て申請人の所有で、転作をしてあり、趣味の花木や自家用野菜を作付してあり、特に影響を受ける農地はありません。以上のおり、本案件については転用はやむを得ないものであり、周辺農地への影響についても問題ないと思われまますので、よろしくお願いいたします。その他指摘事項は特にありません。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより番号1、2、4の質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。
これをもって質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第60号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について、番号1、2、4は、原案のとおり可決されました。
続きまして、日程4、議案第61号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。
番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議長 はい、事務局。

事務局次長 議案第61号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は6件となっております。

6ページをお開きください。

番号1でございます。

申請人、譲受人（市内■■■■法人）は、現在整備を行っている平成31年3月6日付、真農委指令第512号で農地転用許可をした■■■■に伴う敷地に隣接する申請地、田5筆合計3,480㎡を、譲渡人（■■■■）の5名から譲り受け、■■■■職員の駐車場に整備を行うため、転用申請するものです。申請地は1種農地と判断されますが、1種農地の例外許可基準、住宅その他申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当すると思われま。転用に伴う費用は、土地購入■■■■万円、土地造成■■■■万円。資金の内訳として、■■■■万円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、24番推進委員さんが欠席されておられますので8番委員さんから説明をお願いいたします。

8番委員 はい。

議長 はい、8番委員。

8番委員 8番委員です。

令和2年11月5日に関係者と24番推進委員で現地確認を行っております。そして、その状況を先日、私現地で説明を受けました。転用の理由は先ほど事務局の説明のとおり、今建設中の■■■■の■■■■駐車場に充てるもので

す。そして、譲渡人5名と売買の話がまとまって工事を計画しているという状況です。そして、周辺農地の状況なんですが、日照、通風等、周辺への支障はないと思われまして、またこの駐車場ができるために近接の田からの排水が一部障害が起きますが、これについても排水路の工事が計画に上がっております。というような状況ですので、問題はないと思われまして。

以上です。

議長

ありがとうございました。

番号2につきましては、9番推進委員が譲受人となっておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当議案の審議開始から終了までは退席となります。関係議案終了後に入室を許可いたします。

それでは、退席をお願いいたします。

それでは、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長

番号2でございます。

申請人、譲受人（9番、民間支援団体）は、主要地方道9番線のバイパス工事により、現在のコミュニティハウスを移転する必要が生じたため、譲渡人（9番）から、申請地、田1筆1、897㎡を、譲り受け、コミュニティハウスの建設をするため、転用申請するものです。なお、申請地を造成し、コミュニティハウスを建設する計画に併せ、同一敷地内に地元の消防機庫を建設する計画ですが、消防機庫の建設については現在真庭市担当部署と協議を進めておられる状況です。申請地は1種農地と判断されますが、1種農地の例外許可基準、住宅その他申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当すると思われまして。転用に伴う費用は、土地購入9万円、土地造成9万円、建物施設9万円。資金の内訳として、9万円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、構造図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、現地調査を行った結果について、9番委員さんから説明をお願いいたします。

9番委員

議長。

議長

はい、9番委員。

9番委員

9番です。

議案番号2番につきまして、去る11月2日に譲受人立会いの下、現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細ですけれども、県道9番線の9番、バイパス工事による9番コミュニティハウス立ち退きのため、代わり

のコミュニティハウスを建築するために土地を探していたところ、近隣の農家の方に長年申請地を管理してもらい、農機具等も所有しておらず、今後の管理に苦慮していた譲渡人との売買の話がまとまり、このたび申請を行うものです。申請地の位置ですけれども、県道[REDACTED]より南に100mほど行った県道から数m西に入った場所に位置しております。周辺の状況ですけれども、東が田、西が農道、南が田、北が市道となっております。周辺農地への影響ですけれども、隣接した農地がありますけれども、本申請は平家建てで西側の農道に面した場所に建築するため、日照、通風等に問題ないと思います。また、地域の水利組合、また隣接農地の方への許可も得ております。その他指摘事項はございません。審議方よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、ここで番号2の質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

ございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長

それでは、これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第61号、番号2を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第61号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、番号2は、原案のとおり可決されました。

ここで議事参与の制限により退出しておられました28番推進委員の方の入室を許可いたします。

それでは、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長

7-1ページをお開きください。

番号3でございます。

申請人、譲受人（市外）は、現在申請地の南側にアパート2棟を経営しておりますが、駐車場が狭く、危険であるため、既存アパートの駐車場整備と周辺地域からのアパート入居者の問合せも多いことから、申請地、田1筆1,711㎡を、譲渡人（市外）の共有持ち3名から譲り受け、露天駐車場とアパート2棟を建設するため、転用申請するものです。申請地は1種農地と判断されますが、1種農地の例外許可基準、住宅その他申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当すると思われま。転用に伴う費用は、土地購入[REDACTED]

万円、土地造成 万円、建物施設 万円。資金の内訳として、 万円、 万円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、3番委員さんから説明をお願いいたします。

3番委員 議長。

議長 はい、3番委員。

3番委員 3番委員です。

番号3について報告いたします。

10月31日に譲受人立会いの下に現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細ですが、譲渡人は3人姉妹で市外に居住しており、相続以降自ら耕作する意思はなく、農地を貸し付けて管理をしてもらっておりましたが、ここ二、三年は借手が見つからず困っていたので不動産業者のほうに売買のあっせんを依頼していたところ、隣接地にアパートを所有している譲受人がアパート用の駐車場を必要としていたこともあり、売買の話がまとまったものです。申請地の位置等については、 から西に約100mのところにあります。周囲の状況は、東側と南側は宅地、西側は譲受人所有のアパートがある宅地、北側は田に面していますが、所有者の承諾も得ており、また周辺農地への影響はないものと思われ、転用もやむを得ないと思われまので、ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 番号4でございます。

申請人、譲受人（市内法人、勝山）は、建設業を営んでおり、令和元年5月14日付、真農委指令第505号で許可した真庭市 を建て売り住宅用地として整備しておりました。このたび、残地部分についても土地所有者から土地処分についての相談があり、周辺は学校も近く、住宅化が進んでいることから、申請地、田1筆954㎡を、譲渡人（久世）から譲り受け、建て売り住宅を建築するため、転用申請するものです。申請地は1種農地と判断されますが、1種農地の例外許可基準、住宅その他申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当すると思われま。転用に伴う費用は、土地購入130万円、土地造成 万円、建物施設 万円。資金の内訳として、 万円。建蔽率は29%。4区画で4棟の建

て売り計画となっており、4区画を個別に算出した場合も22%以上となっていますので問題ないと判断されます。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、構造図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、33番推進委員さんから説明をお願いいたします。

33番推進委員 議長。

議長 はい、33番推進委員。

33番推進委員 33番推進委員でございます。

番号4番につきましては、去る11月5日に譲受人会社の担当者立会いの下に現地確認を行っておりますのでご報告いたします。

転用しようとする事由の詳細でございますが、譲受人は建設業を営んでおり、一昨年に譲受人が今回と同じ譲渡人から隣地を譲り受け、建て売り住宅地を建設しておりますが、新たに建て売り住宅の建設用地を検討していたところ、このたび譲渡人との話がまとまったことから申請するものでございます。申請地の位置ですが、申請地は[REDACTED]から北に300mほどにある集落内のはずれに位置しております。周囲の状況ですが、東が宅地、西が市道、南が水路と市道、北は田であります。周辺農地への影響でございますが、申請地に隣接した農地がありますが、本申請は一般の個人住宅の申請であるため、今後の耕作の日照、通風等に支障を来すことはないと思われまます。また、この農地に附属する改良区には住宅に転用するための同意を得ております。その他指摘事項はありません。

以上のおり、本案件については転用はやむを得ないと思われまますので、ご審議方よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号5、番号6については関連する内容ですので、事務局より一括して説明をお願いいたします。

事務局次長 7-2ページをお開きください。

番号5と番号6は関連しておりますので一括で説明させていただきます。

番号5、番号6は追認案件でございます。

申請人、賃借人（市内法人、久世）は、建設業を営んでおり、市が発注した公共下水道工事を受注しましたが、工事現場近くに資材置場と工事用車両の駐車スペースがないため、番号5の申請地、田1筆1，727㎡を、賃貸人（久世）から借り受けて資材置場に、番号6の申請地、田1筆1，442㎡を、賃貸人（久世）から借り受けて車両置場に整備しており、このたび一時

転用申請するものです。一時転用期間は2件とも令和2年10月12日から令和3年5月31日となっております。申請人は農地法を理解しておらず、許可を得ないまま資材置場と車両置場に整備しており、今後このようなことのないよう反省し、顛末書が添付してあります。農地区分は都市計画区域の未線引きの用途区域に該当するため、3種農地と判断されます。転用に伴う費用は、番号5と番号6の案件の合計となります。転用に伴う費用は、土地造成 〇〇万円。資金の内訳として、 〇〇万円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書、賃貸借契約書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、3番委員さんから説明をお願いいたします。

3番委員 議長。

議 長 はい、3番委員。

3番委員 3番委員です。

議案番号5について報告いたします。なお、議案番号6についても同一案件ですので、一部省略をさせていただきますが、まず5についてです。

11月2日に賃借人、会社担当者立会いの下に現地確認を行いました。先ほど事務局から追認案件との説明がありましたが、調査時には一応現況に復帰されておりましたのでご報告いたします。一時転用しようとする事由の詳細については、賃貸人は市から下水道工事を受託しており、工事用資材置場として令和3年5月31日まで借りることで話がまとまったものです。申請地の位置等については、 〇〇の南側の市道を隔てて隣接しております。周囲の状況は、東側は宅地、西側と南側は田、北側は市道となっております。また、周辺農地への影響は、来年田植の前までに現況に復帰されるということになっておりますので問題ないものと思われまので、ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。

3番委員 すみません。続いて、6のほうを。下のほうを説明させていただきます。

議 長 お願いします。

3番委員 一時転用しようとする理由は同じことですが、申請地の位置等については 〇〇の東側の50mほど離れたところにあります。周囲の状況は、東側と北側は田、西側は宅地、南側は市道で、周辺農地への影響は、来年田植時期までに現況に復帰させるということになっておりますので問題ないものと思われまので、5番と同じようにご審議方併せてよろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。
以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより番号1、3、4、5、6の質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。はい、どうぞ。

15番委員 6ページです。議案番号1番で、見取図のところで右側の■■■■番地が2つあるんですが。

議 長 分かりました。

事務局次長 すみません。ちょっとお待ちください。申し訳ありません。見取図で一番上の小さな■■■■の上の■■■■番地、大変申し訳ありません。私の作成ミスです。こちらは■■■■番地になります。すみません。修正していただければと思います。申し訳ありませんでした。

議 長 ほかにはございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第61号、番号1、3、4、5、6を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第61号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、番号1、3、4、5、6は、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、議案第62号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主事 議案第62号について、8ページをお開きください。

議案第62号、農用地利用集積計画の決定について。

このことについて、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。

案といたしまして、令和2年11月10日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして全3

9筆ございます。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、10ページ、番号8082-1につきまして、令和元年度利用状況調査で低利用の2と判定した農地の貸し借りとなっております。10月総会でご意見をいただいております利用状況調査結果で遊休農地と判定した農地の貸し借りについて、今後は左端の番号の下に「判定結果→1」という表示方法といたします。お目通しの上、ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、お目通しをお願いします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第62号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第62号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程6、議案第63号、基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利用集積計画の決定について、日程7、議案第64号、農地中間管理事業法第18条7項の規定による農用地利用配分計画に係る意見についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第63号について、12ページをご覧ください。

今回は、農地中間管理機構との貸借分としまして集積計画が上がっております。

続きまして、議案第64号について、17ページをお開きください。

議案第64号、農用地利用配分計画案に係る意見について。

このことについて、農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が中間管理権を取得した農地について、農地中間管理事業の推進に関する法

律に基づき、市が農用地利用配分計画案を作成するに当たり意見を求めてきたため、その内容について審議をお願いするものです。案といたしまして、令和2年11月10日付で公告の予定でございます。配分計画案については議案書のページにも記載のとおりで、財団が実施した借手募集に応募してきた者のうち、貸し借りの条件が合い、マッチングが成立したものです。全件とも問題ないものと考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく願いいたします。

議長 それでは、お目通しをお願いいたします。
それでは、これより質疑に入ります。
質問のある方は挙手でお願いいたします。
質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。
これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第63号、議案第64号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第63号、基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利用集積計画の決定について、議案第64号、農地中間管理事業法第18条7項の規定による農用地利用配分計画に係る意見については、原案のとおり可決されました。
続きまして、日程8、報告第28号、農地法第5条の規定による許可に係る農地転用の取り止めについて、日程9、報告第29号、農地転用の制限の例外に係る届出について、日程10、報告第30号、電気事業者の行う特別高圧送電線鉄塔用地取得に伴う農地転用届出について、日程11、報告第31号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について、日程12、報告第32号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、これらを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 22ページをお開きください。

報告第28号、農地法第5条の規定による許可に係る農地転用の取り止めについては、次の1件がございました。

譲受人（落合）は、露天駐車場に転用する計画で、平成27年9月29日付で真農委指令第509号で農地法第5条の転用許可を得ておりましたが、計画見送りのため、令和2年10月20日付で取りやめ書を提出されました。添付書類もそろっておりますので受理いたしました。

1 ページお進みください。

報告第29号、農地転用の制限の例外に係る届出については、次の1件がございました。添付書類もそろっておりますので受理いたしました。

1 ページお進みください。

報告第30号、電気事業者の行う特別高圧送電線鉄塔用地取得に伴う農地転用届出については、次の1件がございました。添付書類もそろっておりますので受理いたしました。

1 ページお進みください。

報告第31号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出については、次の2件がございました。添付書類もそろっておりますので受理いたしました。

1 ページお進みください。

報告第32号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約については、次の2件がございました。添付書類もそろっていることから受理いたしました。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしく願いいたします。

議長

報告第28号、農地法第5条の規定による許可に係る農地転用の取り止めについて、報告第29号、農地転用の制限の例外に係る届出について、報告第30号、電気事業者の行う特別高圧送電線鉄塔用地取得に伴う農地転用届出について、報告第31号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について、報告第32号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、これらにつきまして質問、意見等ございましたらお願いいたします。

<「質疑なし」の声>

議長

ございませんようです。

これらの案件は報告案件でございますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

皆様方のほうから何かございませんか。

<「なし」の声>

議長

ないようです。

事務局、よろしいですか。

<「なし」の声>

議 長

それでは、11月総会を閉会いたしますが、次回12月総会は12月8日火曜日の午前10時からですのでよろしくお願いいたします。

(午前11時40分 閉会)